

都企収第60号
平成29年6月23日

公立大学法人都留文科大学
理事長 横内 正 明 様

都留市長 堀 内 富 久



公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可について（通知）

平成29年5月10日付け都文大総発第11号で申請のあったこのことについて、別紙のとおり認可したので通知します。



都留市指令 都企収第60号

都留市田原三丁目8番1号
公立大学法人都留文科大学

平成29年5月10日付け都文大総発第11号により申請のあった公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更については、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により認可する。

平成29年6月23日

都留市長 堀内 富久



議第 38 号

公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 23 条第 1 項後段の規定により、公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの一部を次のとおり変更することについて認可する。

別表中

区 分			算定基礎	上限額	
学部	入学検定料	学生	一般入学	1 件につき	18,000 円
			推薦入学		25,000 円
			推薦入学(大学入試センター試験利用)		18,000 円
			再入学、転入学及び編入学		28,000 円

を

区 分			算定基礎	上限額	
学部	入学検定料	学生	一般入学	1 件につき	18,000 円
			推薦入学		25,000 円
			推薦入学(大学入試センター試験利用)		18,000 円
			AO 入学		18,000 円
			再入学、転入学及び編入学		28,000 円

に改める。

原案どおり可決する

平成29年6月23日

都留市議会議員 小俣 武

この決議書抄本は原本と相違ありません

平成29年6月23日

都留市議会議員 小俣 武

